

○小田原市地域アクションいきいき補助金交付要綱

令和7年4月1日

小田原市地域アクションいきいき補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小田原市地域アクションいきいき補助金（以下「補助金」という。）の交付について、小田原市補助金の交付等に関する規則（昭和56年小田原市規則第2号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付の目的)

第2条 小田原市地域コミュニティ組織基本指針の趣旨に鑑み、地域の力で課題を解決する組織を実現するため、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金 小田原市が小田原市以外の者に対して交付する金銭で相当の反対給付を受けないものをいう。
- (2) 補助事業 補助金の交付の対象となる事業（活動を含む。以下同じ。）をいう。
- (3) 補助団体 補助事業を行う団体をいう。

(補助事業の範囲)

第4条 補助事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 小田原市の地域の課題解決に資する事業であること。
- (2) 補助金の交付を受けようとする年度内に開始する事業であること。
- (3) 地域内の多様な人材が自発的に参加できる事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、対象外とする。

- (1) 営利目的又は特定の個人若しくは団体のみが利益を受ける事業
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とした事業
- (3) 団体構成員の交流又は親睦のみを目的とした活動
- (4) 同一の企画内容でこの補助金の交付を受けたことのある事業又は同一の企画内容で国、地方公共団体等から補助金等を受けている事業若しくは受ける見込みのある

事業

- (5) 事業実施を伴わない調査又は研究のみを行うもの
- (6) 施設、備品等の購入を目的としたもの
- (7) 公序良俗に反するもの

(補助団体の範囲)

第5条 補助団体は、小田原市内における地域の課題解決に取り組む事業を実施できる団体とし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 2人以上の小田原市民を構成員に含む団体であること。
- (2) 主たる活動が単一又は隣接した地区自治会連合会の区域又は小学校区の範囲内であること。
- (3) 予算及び決算を適正に管理していること。
- (4) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教育育成することを目的とする事業を行う団体でないこと。
- (5) 政治活動を目的とする事業を行う団体でないこと。
- (6) 公序良俗に反しない団体であること。
- (7) 同一年度内において、この要綱による補助金の交付を受けていないこと。

2 補助団体が、複数の団体で構成されている場合は、それぞれの団体が前項の要件を満たしていなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする団体又は当該団体の構成員が次の各号にいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 小田原市暴力団排除条例（平成23年小田原市条例第29号。以下この項において「市条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等
- (2) 市条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等
- (3) 市条例第2条第4号に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの

(補助対象経費)

第6条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に

必要となる運営又は活動に要する経費のうち、別表に掲げるものとする。ただし、補助団体の日常の運営経費、飲食娯楽費、交際費、他団体への会費又は寄付等、直接事業にかかわる経費でないものは、補助の対象としない。

2 補助金は、交付の決定を受けた年度の3月31日までに使用するものとし、当該年度の次年度に繰り越すことはできない。

(補助金額)

第7条 補助金の額は補助対象経費として認められる額に10分の9を乗じて得た額とし、その限度額は4万円とする。

(申請書の提出)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助団体は、小田原市地域アクションいきいき補助金申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を提出する前に地域政策課に相談するものとし、その後、申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長が別に指定する期日までに市長に提出するものとする。

- (1) 補助事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 構成員名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第9条 規則第6条第1項第4号の市長が必要と認める条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 補助団体の活動場所の属する地域コミュニティ組織と連携を図るため、補助金の交付の決定の際に、市長が当該地域コミュニティ組織に対し、前条の規定により提出された書類等について、情報提供することに同意すること。
- (2) 補助団体の活動場所の属する地域コミュニティ組織と連携を図るよう努めること。
- (3) 市長が調査又は資料の提出を求めたときは、誠意を持って対応すること。

(交付の決定)

第10条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当と認める場合は小田原市地域アクションいきいき補助金交付決定通知書(様式第4号。次条において「交付決定通知書」という。)により補助金を交付する旨の決定を、補助金の交付が不適当と認める場合は小田原市地域アクションいきいき補助金不交付

決定通知書（様式第5号）により補助金を交付しない旨の決定を行うものとする。

（請求）

第11条 交付決定通知書を交付された団体（以下「交付団体」という。）で補助金の交付を受けようとするものは、通知された補助金額の範囲内で小田原市地域アクションいきいき補助金交付請求書（様式第6号。次条において「請求書」という。）を提出するものとする。

（補助金の交付）

第12条 市長は、請求書が提出された日から起算して30日以内に、請求書を提出した団体に対して補助金を交付するものとする。

（交付の決定の取消し）

第13条 市長は、交付団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱又は補助金の交付の決定の内容若しくは条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請若しくは報告又は不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消した場合には、当該交付団体に対して小田原市地域アクションいきいき補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。この場合において、市長は、小田原市地域アクションいきいき補助金返還通知書（様式第8号。以下「返還通知書」という。）により、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（事業の変更等）

第14条 交付団体は、事業目的、主たる事業内容等を変更しようとする場合又は事業を中止しようとする場合は、速やかに市長に協議し、小田原市地域アクションいきいき補助金交付事業変更・中止承認申請書（様式第9号）に次の各号に掲げる書類のうち、必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 構成員名簿
- (4) その他必要な資料

2 市長は、前項に規定する書類の提出を受け、これを承認したときはその結果を小田原市地域アクションいきいき補助金交付事業変更・中止承認通知書（様式第10号）

により、不承認としたときは小田原市地域アクションいきいき補助金交付事業変更・中止不承認通知書（様式第11号）により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により事業目的、主たる事業内容等の変更又は事業の中止を承認した場合は、当該承認に伴い補助金額を減額することができることとし、当該交付団体に対して返還通知書により、当該減額した額の返還を命ずることができる。

4 交付団体は、補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（報告）

第15条 交付団体は、補助事業終了後、小田原市地域アクションいきいき補助金事業実績報告書（様式第12号）に次の各号に掲げる書類を添えて、補助事業の完了の日から2月以内の日又は交付決定日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書（様式第13号）

(2) 事業の実施状況が分かる写真、資料等

(3) 領収書の写し

2 市長は、前項に規定する書類を審査し、補助金の執行額が補助金の交付額を超えないと認める場合には、交付団体に対して、返還通知書により、その残額部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（関係書類の保存期間等）

第16条 交付団体は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（届出事項）

第17条 交付団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 代表者を変更したとき。

(2) 交付団体の所在地又は名称を変更したとき。

(3) その他、事業目的又は主たる事業内容の変更を伴わない軽微な変更をしたとき。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

項目	補助対象経費	補助対象と認められない経費
消耗品費	1 事務用品、材料又は教材として使う物品の購入経費 2 物品購入時に係る振込手数料及び送料	備品（税込3万円以上のもの）の購入経費
印刷製本費	1 印刷物（チラシ、ポスター、マップ等）作成代 2 印刷物に係る振込手数料及び送料 3 資料コピー代	
通信費	郵便切手及びハガキ代	通話料及びインターネット通信料
交通費	補助事業の実施に伴う、構成員の公共交通機関利用運賃（ただし、補助金額の1/5を上限とする。）	自家用車のガソリン代
報償費	講師、指導者等への謝礼金（交通費を含む。）	団体構成員への謝礼金
保険料	イベント等の開催に伴う行事保険、ボランティア保険等の保険料	
使用料及び賃借料	会議室、機材、機材運搬に使用する車両等の使用料及びレンタル料	
その他	その他市長が特に必要と認めた経費	

様式第1号（第8条関係）

小田原市地域アクションいきいき補助金交付申請書

年 月 日

小田原市長 様

団体の名称

団体の所在地

代表者名

小田原市地域アクションいきいき補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、補助金の交付を受けるに当たっては、小田原市補助金の交付等に関する規則及び小田原市地域アクションいきいき補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を遵守します。

1 補助事業（活動）名、内容（分野）及び活動範囲

補助事業（活動）名	
内 容 （分野）	補助事業（活動）内容について、当てはまるものに○をつけてください。 (1) 広報分野 (6) 地域振興分野 (2) 福祉健康分野 (7) 交通安全分野 (3) 防災分野 (8) 防犯分野 (4) 子育て青少年育成分野 (9) 環境分野 (5) 文化教育分野 (10) その他（ ）
活動範囲	地区（地区自治会連合会・自治会・小学校区）

2 交付申請額

申請額	円（上限4万円）
-----	----------

3 補助事業の遂行に関する計画の実施予定期間

着手予定日		完了予定日	
-------	--	-------	--

4 添付書類

補助事業計画書（様式第2号）

収支予算書（様式第3号）

構成員名簿

その他（ ）

※次のことに誓約及び同意する場合は、にチェックしてください。

申請団体の代表者及び役員は、要綱第5条第3項各号のいずれにも該当しないことを誓約します。また、このことを確認するため、提出した書類に記載した情報を小田原市長が神奈川県警察本部に照会することに同意します。

この申請書及び添付書類は、要綱第9条の規定により、補助金交付決定の際に地域コミュニティ組織に対し、情報提供することに同意します。

※審査欄（所管課記入欄）

審査項目	審査基準	審査欄 (○・×)
①記載項目 ・添付書類	1 交付申請書・収支予算書に未記入はないか。	
	2 添付書類は指定したものが提出されているか。	
②事業（活動）の内容 （分野）・ 目的・活動 範囲	1 補助事業（活動）の内容（分野）及び目的は、市の補助金交付要件に合っているか。	
	2 営利を目的としていないか。	
	3 活動範囲は、主たる活動が単一又は隣接した地区自治会連合会の区域又は小学校区の範囲内であるか。	
③申請額の 算出方法	1 収支予算書には単価・内訳が具体的に記載されているか。	
	2 申請額は、事業遂行のうえで適当な額か。	
	3 申請額の算出方法は、要綱の定めに従っているか。	
	4 申請額について、申請年度内に使用が可能か。	
④事業計画	1 補助事業（活動）計画書は適切に記載されているか。	
	2 申請年度内に実施する（完了する）事業であるか。	
	1 2人以上の小田原市民がいるか。	

⑤構成員	2 要綱第5条第3項各号のいずれにも該当しないことの誓約及び神奈川県警察本部への照会に同意しているか。	
⑥その他	1 活動場所の属する地域コミュニティ組織と連携し、地域課題の解決が推進されると認められるか。	
	2 活動場所の属する地域コミュニティ組織への情報提供に同意しているか。	
【審査欄に×を記載した場合の内容】		
【審査欄に×を記載した項目の改善内容】		

様式第2号（第8条関係）

補助事業計画書

1 補助事業（活動） の内容（詳細） ※ 実施する頻度、場 所、参加費、定員、 概要、効果等	
2 補助事業（活動） の目的	
3 補助事業（活動）のスケジュール	
月	内 容
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	

様式第3号（第8条関係）

収支予算書

（収入）

項目	予算額	内訳（内容及び単価等の金額を記載）
補助金交付申請額	円	
その他	円	
合 計	円	

（支出）

項目	予算額	内訳（内容及び単価等の金額を記載）
補助対象経費	①消耗品費	円
	②印刷製本費	円
	③通信費	円
	④交通費	円
	⑤報償費	円
	⑥保険料	円
	⑦使用料及び賃借料	円
	⑧その他	円
補助対象外経費		円
		円
		円
		円
合 計	円	

※ 金額の根拠となる資料（見積書、カタログ等）がある場合は、添付してください。

※ 収入及び支出の合計が一致していることを確認してください。

様式第4号（第10条関係）

小田原市地域アクションいきいき補助金交付決定通知書

番 号
年 月 日

様

小田原市長 図

年 月 日付けで申請のあった次の補助事業（活動）について、小田原市地域アクションいきいき補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第10条の規定により、交付することを決定したので通知します。

補助事業（活動）名	
内 容 （分野）	(1) 広報分野 (6) 地域振興分野 (2) 福祉健康分野 (7) 交通安全分野 (3) 防災分野 (8) 防犯分野 (4) 子育て青少年育成分野 (9) 環境分野 (5) 文化教育分野 (10) その他（ ）
活動範囲	地区（自治会連合会・自治会・小学校区）
補助金交付決定額	円
	(1) この補助金は、補助事業（活動）の実施のために使用し、他の事業等には流用しないこと。 (2) 事業終了後、速やかに実績報告書及び収支決算書を提出すること。 (3) 余剰金が生じたときは、速やかに返還すること。 (4) 虚偽の申請若しくは報告又は不正な手続きにより交付を受けた補助金に対して、市長からその全部又は一部の返還

交付条件

を命ぜられた場合は、速やかに返還に応じること。

(5) この補助金の使途等について、市長が調査又は資料の提出を求めたときは、誠意を持って対応すること。

(6) 申請内容を変更する又は補助事業（活動）を中止する場合は、市長の承認を受けること。

(7) 補助事業（活動）が年度内に完了しない場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(8) その他、小田原市補助金の交付等に関する規則及び要綱の定めに従うこと。

様式第5号（第10条関係）

小田原市地域アクションいきいき補助金不交付決定通知書

番 号
年 月 日

様

小田原市長 図

年 月 日付けで申請のあった次の補助事業（活動）については、補助金を交付しないことを決定したので通知します。

補助事業（活動）名	
内 容 （分野）	(1) 広報分野 (6) 地域振興分野 (2) 福祉健康分野 (7) 交通安全分野 (3) 防災分野 (8) 防犯分野 (4) 子育て青少年育成分野 (9) 環境分野 (5) 文化教育分野 (10) その他（ ）
活動範囲	地区（自治会連合会・自治会・小学校区）
不交付の理由	

様式第6号（第11条関係）

小田原市地域アクションいきいき補助金交付請求書

年 月 日

小田原市長 様

団体の名称

団体の所在地

代表者名

年 月 日付け 第 号により交付決定通知のありました地域
アクションいきいき補助金について、次のとおり請求します。

1 補助事業（活動）名

2 請求額 円

3 振込先（※原則として、代表者名義の口座又は補助団体名義の口座に限ります。）

振込先 金融機関名	銀行・信用金庫 農協・信用組合	(本・支)店 支所			
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号			
口座名義 カタカナ					

(代表者名と口座名義が異なる場合は、記名・押印してください。)

私は、次の者に地域アクションいきいき補助金の受領に関する一切の権限を委任します。

住所

氏名

Ⓜ

様式第7号（第13条関係）

小田原市地域アクションいきいき補助金交付決定取消通知書

番 号
年 月 日

様

小田原市長 図

年 月 日付け 第 号により交付決定通知をした小田原市地域アクションいきいき補助金について、次の理由により交付決定を（一部）取り消したので、通知します。

（取消しの理由）

様式第8号（第13条、第14条関係）

小田原市地域アクションいきいき補助金返還通知書

番 号
年 月 日

様

小田原市長 図

年 月 日付け 第 号により交付決定通知をした小田原市地域アクションいきいき補助金の返還について、小田原市地域アクションいきいき補助金交付要綱第 条の規定により通知します。

なお、同封の納付書により、期日までに補助金返還額を納付してください。

補助事業（活動）名	
内 容 （分野）	(1) 広報分野 (6) 地域振興分野 (2) 福祉健康分野 (7) 交通安全分野 (3) 防災分野 (8) 防犯分野 (4) 子育て青少年育成分野 (9) 環境分野 (5) 文化教育分野 (10) その他（ ）
活動範囲	地区（自治会連合会・自治会・小学校区）
補助金返還額	円
返還理由	
納付期日	年 月 日

様式第9号（第14条関係）

小田原市地域アクションいきいき補助金交付事業変更・中止承認申請書

年 月 日

小田原市長 様

団体の名称

団体の所在地

代表者名

年 月 日付け 第 号により交付決定通知のありました小田原市地域アクションいきいき補助金について、次のとおり補助事業（活動）を（変更・中止）したいので申請します。

1 補助事業（活動）名

2 変更の内容（変更の場合のみ）

変更前	変更後

3 変更又は中止の理由・時期

変更又は中止の理由：

変更の時期：

4 添付書類（変更の場合のみ）

補助事業計画書（様式第2号）

収支予算書（様式第3号）

構成員名簿（構成員の変更がある場合のみ）

その他（ ）

様式第10号（第14条関係）

小田原市地域アクションいきいき補助金交付事業変更・中止承認通知書

番 号
年 月 日

様

小田原市長 図

年 月 日付けで（変更・中止）申請のあった次の補助事業（活動）について、小田原市地域アクションいきいき補助金交付要綱第14条の規定により、承認することを決定したので通知します。

- 1 補助事業（活動）名
- 2 変更（中止）承認する内容

様式第 1 1 号（第 1 4 条関係）

小田原市地域アクションいきいき補助金交付事業変更・中止不承認通知書

番 号
年 月 日

様

小田原市長 印

年 月 日付で（変更・中止）申請のあった次の補助事業（活動）について、承認しないことを決定したので通知します。

- 1 補助事業（活動）名
- 2 不承認の理由

様式第12号（第15条関係）

小田原市地域アクションいきいき補助金事業実績報告書

年 月 日

小田原市長 様

団体の名称

団体の所在地

代表者名

年 月 日付け 第 号により交付決定通知のありました小田原市地域アクションいきいき補助金に係る補助事業（活動）の実績を、次のとおり報告します。

1 補助事業（活動）名、内容（分野）及び活動範囲

補助事業（活動）名	
内 容 （分野）	補助事業（活動）内容について、当てはまるものに○をつけてください。 (1) 広報分野 (6) 地域振興分野 (2) 福祉健康分野 (7) 交通安全分野 (3) 防災分野 (8) 防犯分野 (4) 子育て青少年育成分野 (9) 環境分野 (5) 文化教育分野 (10) その他（ ）
活動範囲	地区（自治会連合会・自治会・小学校区）

2 収支実績

交付額	円	執行額	円
差引額	円		

3 補助事業（活動）実績

補助事業（活動） 実績	※ 実施した補助事業（活動）の日程、実施場所、参加人数、 内容等を記入してください。 ※ 補助事業（活動）の写真も添付してください。
----------------	--

様式第13号（第15条関係）

収支決算書

(収入)

項目	決算額	内訳（内容及び単価等の金額を記載）
補助金	円	
その他	円	
合 計	円	

(支出)

項目	決算額	内訳（内容及び単価等の金額を記載）
補助対象経費	①消耗品費	円
	②印刷製本費	円
	③通信費	円
	④交通費	円
	⑤報償費	円
	⑥保険料	円
	⑦使用料及び賃借料	円
	⑧その他	円
補助対象外経費		円
		円
		円
		円
合 計	円	

※ 収入額及び支出額が分かる資料（通帳の写し、領収書等）を、必ず添付してください。

※ 収入及び支出の合計が一致していることを確認してください。